

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 玄海町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.3%
全職員	76.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長級	99.9%
係長級	96.0%
主査級	96.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	%
31～35年	101.7%
26～30年	87.3%
21～25年	88.4%
16～20年	93.7%
11～15年	94.9%
6～10年	90.5%
1～5年	86.9%

【説明欄】

2. (1)「勤続年数 36 年以上」の男女の給与の差異については、当該男性職員がいないため算出しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。